

療養費・家族療養費

<概要>

本人または被扶養者が医療費や治療用装具代等を全額自己負担した場合に給付される。

<提出書類>

医療費	1. 請求書（公立学校共済組合支部 HP から請求書を印刷し、記入）
	2. レセプト（診療報酬明細書）【原本】
	3. 領収書【原本】
治療用装具	1. 請求書（公立学校共済組合支部 HP から請求書を印刷し、記入）
	2. 装具の作成指示書【原本】
	3. 装具作成時の明細書、領収書の双方【原本】
	4. 靴型装具の請求は、装具の写真

※上述以外の「移送費（臓器等）」「海外療養費」「食事療養費」等は共済に直接お問い合わせください。

<注意事項>

- 療養費の請求は「月」「療養者」「医療機関」で分けて申請。一括申請不可。
- 「小児弱視等治療用メガネ」は上限額あり。指示書の数値から計算が必要なため、共済手当金担当（055-223-1745）へお問い合わせください。
なお、弱視矯正用メガネの上限額は以下のとおり。
上限額：38,902 円（高倍率該当の場合は、62,010 円）
- リンパ浮腫治療のための弾性着衣（ストッキング等）は装着部位毎に2着までが給付の対象。また、劣化による再購入は、前回請求時の領収書日付から6ヶ月経過した領収書であれば再度請求できる。

出産費・出産費附加金／家族出産費・家族出産費附加金

<概要>

組合員や被扶養者が出産したときに出産費・出産費附加金（被扶養者の場合は、家族出産費・家族出産費附加金）を給付される。

<給付要件>

組合員またはその被扶養者が出産したときに支給。「出産」とは、妊娠4か月以上の胎児の分娩のこととしており、正常分娩か異常分娩（流産・早産・死産等）かは問わない。

<給付額>

出産費：40万8千円

（産科医療補償制度に加入している医療機関等において在胎週数22週以降の出産をした場合に限り、1万2千円が加算され、42万円となる。）

出産費附加金：5万円

※資格喪失後の出産費の場合は、出産附加金は給付されない。

<提出書類>

◆直接支払制度を利用しない場合

1. 出産費・出産費附加金請求書（公立学校共済組合 HP から請求書を印刷）
2. 医師もしくは助産師の発行する出産証明書
3. 直接支払制度利用していない旨の記載がなされた領収書
4. 当組合以外で申請することが可能な者については、申請しない旨の文書

◆直接支払制度を利用した場合

1. 出産費等内払金支払依頼書（公立学校共済組合 HP から様式を印刷）
2. 出産費等の内訳を記した明細書【原本】
3. 直接支払制度利用合意確認書等の制度利用合意文書（写）

育児休業手当金

※請求前に支部担当者までご連絡ください。

<概要>

育児休業を取得した日から、育児休業の対象となる子が1歳に達する日（誕生日の前日）まで給付される。

<提出書類（参考）>

1. 請求書（公立学校共済組合支部HPから請求書を印刷）
2. 育児休業に関する所属機関の長の証明書
3. 勤務しなかった期間に支払われた報酬についての所属機関の長又は給与事務担当者の証明書（毎月）
4. ハローワークの育児休業給付金受給資格否認通知書※
※育児休業開始日前2年間に（賃金支払基礎日数が11日以上ある月）が12か月以上ある場合は、育児休業給付金はハローワークから給付となる。そのため、上記の条件を満たさない場合は、「3. 受給資格否認通知書」を添付することで共済組合への申請が可能となります。

【育児休業の期間に変更があった場合】

1. 育児休業手当金変更請求書
2. 育児休業変更に関する所属機関の長の証明書

<給付額>

掛金の基礎となる標準報酬月額 × 1/22 = 標準報酬日額

【該当月】標準報酬日額 × 50/100 × 給付日数 = 育児休業手当金の給付額

【181日目以降】標準報酬日額 × 67/100 × 給付日数 = 育児休業手当金の給付額

育児休業手当金支給期間延長※請求前に支部担当者までご連絡ください。

【以下の ①又は② に該当するときには給付を延長できる。】

① 保育所における保育の実施が行われない等の場合

<給付要件>

1. 育児休業に係る子について、保育所等における保育の利用を希望し、申し込みを行っているが、当該子が1歳（または1歳6か月）に達する日後の期間について、当面その実施が行われない場合
2. 状態として育児休業に係る子の養育を行っている配偶者であって、当該子が1歳（または1歳6か月）に達する日後の期間について状態として当該子の養育を行う予定であったものが、次のいずれかに該当した場合
 - ① 死亡したとき
 - ② 負傷、疾病または身体上もしくは精神上の障害により育児休業に係る子を養育することが困難になったとき
 - ③ 婚姻の解消その他の事情により配偶者が育児休業に係る子と同居しないこととなったとき
 - ④ 6週間（多胎妊娠にあつては14週間）以内に出産する予定であるかまたは産後8週間を経過しないとき

（注意！）以下の場合は、延長給付の要件に該当しない。

- 1歳の誕生日を過ぎた日を入所希望日として保育所等への入所を申し込み、待機状態になったとき
- 保育所等の入所が決定したとき
- 保育所等の入所決定を辞退したとき

<提出書類（参考）（支給要件1の場合）>

※請求前に「育児休業手当金（延長）理由書」提出が必要となりますので、支部担当者までご連絡ください。

1. 育児休業手当金（支給延長）請求書
2. 保育所入所不承諾通知書（月毎に必要）

<給付期間>

最大で子が1歳6か月（または2歳）に達する日まで、給付期間が延長される。

②「パパ・ママ育休プラス」制度を利用する場合

<給付要件>

組合員の養育することについて、その組合員の配偶者がその子が1歳に達する日以前のいずれかの日において育児休業を取得していること。

<給付期間>

育児休業により勤務に服さなかった期間でその子が1歳2か月に達する日までの期間。ただし、その期間（その子の出生の日及び産後休暇の期間を含む。）が1年を超えるときは1年。

<提出書類（参考）>

1. 育児休業（支給延長）請求書
2. 世帯全員について記載された住民票等（支給対象者が配偶者であることを確認できる書類）
3. 配偶者の育休業の取得が確認できる書類（辞令等の写し等）

傷病手当金・傷病手当金附加金

※請求前に支部担当者までご連絡ください。

<概要>

組合員が公務外の病気やケガによる療養のために休んだことにより、給与が減少（半減・無給）したときに給付する。

<給付期間>

同一の傷病又は負傷及びこれらにより生じた病気により、勤務に服することができなくなった日以後3日（連続）を経過した日（同日において、報酬が支給されることにより、傷病手当金の全部が支給されないときは、その支給を始めた日）から通算して1年6ヶ月（結核の病気については3年間）給付される。

傷病手当金の支給期間が満了した日の翌日以後6月間の範囲において、なお療養のために引き続き勤務に服することができない場合に傷病手当金附加金※を給付される。

※傷病手当附加金は、退職後は給付されない。

<提出書類（参考）>

1. 傷病手当金・傷病手当金附加金請求書（公立学校共済組合支部 HP から請求書を印刷）
2. 療養のため勤務できないことに関する医師の証明書（1の請求書に証明してもらう）
3. 発令通知書の写し
4. 傷病休暇簿・年休簿等の休暇簿一式（写）※
5. 傷病手当金台帳（共済エクセル様式）※
6. 給与支給明細書（写）（休業開始月～支給開始月）※

※3～6は、初回請求時のみ療養開始月から支給開始月までの書類が必要となります。

<給付額>

掛金の基礎となる平均*標準報酬月額 × 1 / 22 = 標準報酬日額

*：対象月を含めた12ヶ月の標準報酬月額の平均

（例：令和4年6月に給与半減の場合 … 令和3年7月～令和4年6月の平均）

手当率

標準報酬日額 × 2 / 3 = 傷病手当金の給付日額

傷病手当金の給付日額 × 給付日数 = 給付額（控除前）

給付額（控除前） - 支給された給与の控除額 = 給付決定額

<資格喪失後の給付>

1年以上組合員であった者が、傷病手当金を給付されたまま退職した場合、残っている給付期間に当該傷病状態が継続していれば、その間は給付される。

介護休業手当金

※請求前に支部担当者までご連絡ください。

<概要>

組合員が2週間以上の介護休業を取得した際、給与の減少を補填する。

<給付期間>

介護休業の日数を通算して66日を超えない期間給付される。(土日祝を除く)。

<提出書類(参考)>

1. 介護休業手当金請求書(公立学校共済組合支部HPから請求書を印刷)
2. 介護休業に関する所属機関の長の証明書
3. 勤務しなかった期間に支払われた報酬についての所属機関の長又は給与事務担当者の証明書
4. ハローワークの不支給決定通知書※
※介護休業期間中に雇用保険に加入している者で、介護休業開始日前2年間に(賃金支払基礎日数が11日以上ある月)が12か月以上ある場合は、介護休業給付金はハローワークから給付となる。そのため、上記の条件を満たさない場合は、「3. 不支給決定通知書」を添付することで共済組合への申請が可能となります。

【介護休業期間変更する場合は下記の書類を提出】

1. 介護休業手当金変更請求書
2. 介護休業変更に関する所属機関の長の証明書

<給付額>

掛金の基礎となる標準報酬月額 × 1/22 = 標準報酬日額
手当率

標準報酬日額 × 67/100 = 介護休業手当金の給付日額*

*: 給付日額は上限額あり。上限額を超える場合上限額を適用する。

介護休業手当金の給付日額又は上限額 × 給付日数 = 給付額(控除前)

給付額(控除前) - 支給された給与の控除額 = 給付決定額

埋葬料・埋葬料附加金 / 家族埋葬料・家族埋葬料附加金

<概要>

組合員又はその被扶養者が死亡したときは、その葬儀に必要な経費を補填するために埋葬料・埋葬料附加金（被扶養者が死亡した場合には、家族埋葬料・家族埋葬料附加金）が給付される。

<給付要件>

組合員が公務によらないで死亡した場合又は被扶養者が死亡した場合に給付する。

※組合員の公務に起因する死亡及び通勤途上に係る死亡については、地方公務員災害補償基金から葬祭補償がなされるため、公立学校共済組合からは給付しない。

<提出書類>

1. 請求書（公立学校共済組合支部 HP から請求書を印刷）
2. 市区町村長の埋葬許可証又は、火葬許可証の写し

【組合員本人がなくなった場合は、請求者により下記の書類を添付】

A. 被扶養者が請求者

- ・被扶養者の通帳のコピー

B. 被扶養者がおらず、葬儀費用を支払った配偶者・喪主等が請求者

- ・葬儀費用を支払った配偶者・喪主等の通帳のコピー
- ・領収書及びその費用の内訳がわかるもの【原本】

<給付額>

埋葬料・家族埋葬料 50,000 円

埋葬料附加金・家族埋葬料附加金 25,000 円

ただし、実埋葬者については、上記金額の範囲内で実際に埋葬に要した費用（※注）に相当する額（附加金と合わせて最大 75,000 円）

（※注）埋葬に要した費用とは、埋葬に直接要した実費（霊柩車代、霊柩の借料、同運搬費、葬儀の際の僧侶への謝礼、霊前供物代など）ただし、葬儀の参列者の接待費用や香典返しなどは含まない。

休業手当金

※請求前に支部担当者までご連絡ください。

<概要>

社会通念上やむを得ないと認められる事故によって欠勤※し、所得の喪失または減少があった場合に所得を補填する。

※欠勤とは、職務専念義務が免除されていないのに勤務に服さないことをいう

<支給要件>

組合員が以下に掲げる事由により欠勤した場合に休業手当金が給付される。

- ① 被扶養者の病気又は負傷
- ② 組合員の配偶者の出産
- ③ 組合員の公務によらない不慮の災害又は被扶養者にかかる不慮の災害
- ④ 組合員の婚姻、配偶者の死亡または二親等内の血族若しくは一親等の親族で主として組合員の収入により生計を維持するもの若しくはその他の被扶養者の婚姻若しくは葬祭
- ⑤ 組合員の配偶者(届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む)又は一親等の親族(子の配偶者除く)で被扶養者でないものの病気又は負傷
- ⑥ 組合員が出席する学校教育法(昭和22年法律第26号)第54条第1項又は第84条の規定による通信教育の面接授業

<提出書類(参考)>

- ① 休業手当金請求書(公立学校共済組合支部HPより請求書を印刷)
- ② 上記支給要件のいずれかに該当することに関する所属機関の長の証明書
- ③ 勤務しなかった期間に支払われた報酬についての所属機関の長又は給与事務担当者の証明書

<給付額>

掛金の基礎となる標準報酬月額 × 1/22 = 標準報酬日額

標準報酬日額 × 50/100 = 対象日数

※ただし、報酬が給付されているときは、その額を控除した額となり、また、傷病手当金又は出産手当金が給付されている期間内は、休業手当金は、支給されない。

<給付期間>

- ① 欠勤した全期間
- ② 14日
- ③ 5日
- ④ 7日
- ⑤ 14日
- ⑥ 通信教育の面接授業に要する期間

出産手当金

※請求前に支部担当者までご連絡ください。

<概要>

出産の前後における一定期間内において勤務に服さなかったことにより、所得の喪失又は減少※があった場合に補填する。

(※産前産後休暇を認めつつも無給である場合又は資格喪失後の給付の場合)

<給付要件>

組合員(任意継続組合員を除く)が出産の日以前42日(多胎妊娠の場合は、98日)から出産の日後56日までの間に勤務に服することができなかった期間に給付される。

<給付期間>

出産の日以前42日(多胎妊娠の場合は、98日)から出産の日後56日までの間
(出産の日が出産予定日後であるときは、出産予定日前42日)

<給付額>

掛金の基礎となる平均*標準報酬月額 × 1/22 = 標準報酬日額

*: 対象月を含めた12ヶ月の標準報酬月額の平均

(例: 令和4年6月に給与半減の場合 … 令和3年7月~令和4年6月の平均)
手当率

標準報酬日額 × 2/3 = 手当金の給付日額

手当金の給付日額 × 給付日数 = 給付額(控除前)

給付額(控除前) - 支給された給与の控除額 = 給付決定額

<提出書類(参考)>

- ① 出産手当金請求書(公立学校共済組合支部HPより請求書を印刷)
- ② 出産についての医師または助産師の証明
- ③ 出産予定日に関する医師又は助産師の意見書
- ④ 勤務しなかった期間に支払われた報酬についての所属機関の長又は給与事務担当者の証明書

弔慰金・家族弔慰金 **※請求前に支部担当者までご連絡ください。**

<概要>

組合員又は被扶養者が非常災害により死亡した際に給付される。

<給付要件>

組合員又は被扶養者は水震火災その他の非常災害により死亡したときに、組合員については弔慰金はその遺族に、被扶養者については、家族弔慰金が組合員に給付される。

<支給額>

弔慰金 標準報酬月額 1 か月分

家族弔慰金 標準報酬月額 1 か月分 × 70/100

<提出書類（参考）>

- ① 弔慰金・家族弔慰金請求書
- ② 死亡した者の氏名、生年月日、組合員との続柄、死亡した日、死亡の場所、死亡の原因及びその状況並びに非常災害により死亡したことについての市町村長又は警察署長の証明書
- ③ 弔慰金の支給を受けようとする者にあたっては、遺族の順位を証明する書類

災害見舞金

※請求前に支部担当者までご連絡ください。

<概要>

組合員が非常災害によってその住居又は家財に一定の損害を受けたとき給付される。

<給付額（参考）>

次表の左欄に掲げる損害の程度に応じ、同表の右欄に掲げる金額を支給。

損害の程度	災害見舞金
1. 住居及び家財の全部が焼失し、又は滅失したとき 2. 住居及び家財に前号と同程度の損害を受けたとき	標準報酬月額 of 3 月分
1. 住居及び家財の 2 分の 1 以上が焼失し、又は滅失したとき 2. 住居及び家財に前号と同程度の損害を受けたとき 3. 住居又は家財の全部が焼失し、又は滅失したとき 4. 住居又は家財に前号と同程度の損害を受けたとき	標準報酬月額 of 2 月分
1. 住居及び家財の 3 分の 1 以上が焼失し、又は滅失したとき 2. 住居及び家財に前号と同程度の損害を受けたとき 3. 住居又は家財の 2 分の 1 以上が焼失し、又は滅失したとき 4. 住居又は家財に前号と同程度の損害を受けたとき	標準報酬月額 of 1 月分
1. 住居又は家財の 3 分の 1 以上が焼失し、又は滅失したとき 2. 住居又は家財に前号と同程度の損害を受けたとき	標準報酬月額 of 0.5 月分

床上浸水により損害を受け、上の表により損害の程度を判定しがたいと認めるとき

浸水の程度	給付額
床上 120 センチメートル以上の場合	標準報酬月額 of 1 月分
床上 30 センチメートル以上の場合	標準報酬月額 of 0.5 月分

<提出書類（参考）>

- ① 災害見舞金請求書
- ② り災者の氏名、り災の日、り災の場所、り災の原因及びその状況並びに損害の程度についての市町村長、消防署長又は警察署長の証明書